

令和6年度第1回成田市地域公共交通会議の概要

1. 開催日時

令和6年12月20日（金） 午後1時30分～午後3時00分

2. 開催場所

成田市花崎町760番地
成田市役所 行政棟6階 大会議室

3. 出席者

（委員）19人

宮崎委員、小川（新）委員、湯浅委員、大木委員、中野委員、大竹委員、渋谷委員、河合委員、田中委員、田口委員、藤倉委員、小林委員（代理 高橋氏）、近藤委員（代理 瀨瀨氏）、山口委員（代理 鈴木氏）、鈴木委員、谷平委員、小川（雅）委員、堀越委員、富澤委員

（事務局）

交通防犯課：五木田課長、菅谷係長、原水副主査

高齢者福祉課：洪沢課長、檜垣係長、水ノ江主査、横塚副主査

都市計画課：川瀬課長、飯島室長、古川主査

卸売市場：藤崎場長、高岡係長、押田主査

4. 協議事項

- （1）「成田市地域公共交通会議」と「成田市地域公共交通活性化協議会」の統合について
- （2）令和7年度オンデマンド交通実証実験について

5. 報告事項

- （1）コミュニティバス各路線の運行状況
- （2）成田市公設地方卸売市場乗合バスの降車専用場所について

6. 配布資料

- ・資料1-1 会議体の統合について
- ・資料1-2 委員案
- ・資料2-1 オンデマンド交通の概要
- ・資料2-2 令和7年度成田市オンデマンド交通実証実験の運行
- ・資料3-1 コミュニティバス路線図（R6.4.1）
- ・資料3-2 コミュニティバス各路線の運用状況（R1～R5）

- ・資料4 成田市公設地方卸売市場乗合バスの降車専用場所について
- ・会議次第
- ・委員名簿
- ・席次表

7. 会議の概要

協議事項(1)「成田市地域公共交通会議」と「成田市地域公共交通活性化協議会」の統合について、及び協議事項(2)令和7年度オンデマンド交通実証実験について、事務局より説明。主な質疑応答は以下のとおり。

協議事項(1)「成田市地域公共交通会議」と「成田市地域公共交通活性化協議会」の統合について

小川(新)委員： 公共交通機関は市民が利用するものであり移動手段がない市民にとっては大事な足となる。また、委員案について今までは10人で地域の住民からの意見を聴いていたが、相談役である宮崎委員1人だけでは対応が困難ではないか。

その辺りを考慮し、もう1人ぐらいいれていただきたい。

交通防犯課： ご説明しましたとおり、まず負担軽減ということで、今までの公共交通会議の中で例えば、遠山地区の事案に対してそれほど影響を受けないのにも関わらず、会議に出席していただいた委員の負担があることも踏まえまして、このような形にいたしました。

頂戴したご意見は区長会として1名ではなく、プラスその他1名とか2名というような構成はいかがという理解でよろしいでしょうか。

小川(新)委員： 宮崎委員は相談役であることから、区長会で出た色々な意見については、会長を通じて意見を交通会議であげるべきではないか。

交通防犯課： 会長には説明をし、委員になっていただけないかとお話をさせていただいたが、色々な会議に出席する必要があるため、宮崎委員ということで引き続きお願いしたいというお話をいただきました。

大竹委員： 宮崎委員は相談役であって、区長会の会議で発言や提案する権限がないため、そういう意味でも発言できるような人もいた方がよいのではないか。

会長は忙しいと思うが、区長会副会長は4人もいるのだから会長も都合が悪ければ代理でも構わないので会議に出られるような方向性がよいと思う。

交通防犯課： 資料1-2については相談役と記載しておりますが、市としては、区長会の中から代表を選んで出席をしていただき、地区に関わる案件の場合は、代表者に加えてその地区の区長等にも出席していただきたいと考えております。

小川(新)委員： 確認だが、意見を持っている方や自治会長も一緒に出席してもよいか。

交通防犯課： そのとおりです。例えば議案としてその地区に関わることがあれば、その地区の方に対してご出席をお願いすることもありますし、もし区長会全体として、例えば公津地区でこういった交通会議で何かご発言あるいは議題としてご提案をしたいということがあれば、事前にお話をいただければご要望に応じてご出席していただく、そのような体制にしたいと考えております。

大竹委員： 区民から要望があった際に、提案する場所や機会を考慮するともう1人いた方が良くと思うがどうか。

都市計画課： 今回提案いたします、区長会からの代表を10名から1名へ変更ということですが、1人で関係地域への説明や意見交換などの機会を捉えて聴取を行い、委員となっていない住民からも広く意見等を収集するように努めるといったものではなく、市の方から出向いて意見を聴取する機会を今まで以上に増やしていくといった考え方です。

大竹委員： 都市計画課の方でやっている地域で意見を聴く方法と同様か。

都市計画課： 同様となります。

大竹委員： 過去に2回出席をした。前回出席した時は、地区の議員さんがいるだけで、仕方なく住民や各区長に無理を言って出席をしてもらったような状況であったため、その場で広く意見を聴くと言っても本当に聴けるのか疑問に思う。

その点に関して検討もあるかどうか伺いたい。

都市計画課： 貴重なご意見ありがとうございます。今回は同じような交通に関する2つの会議を統合しようという大きな目的となっております。会議を統合する中で委員の数が多ければ良いという話ではなく、ある程度効率化を考えなければいけない時代であり、一番大事なのは公共交通利用者と市民の声がきちんと反映されるのかということです。

今回の委員案を見ていただいて分かるように、今までは各地区区長会の代

表者が市民・利用者の代表者となっていました。例えばPTAの子育て世代の方であったり高齢者クラブや老人クラブなど、同じ市民でも色々な世代や立場の方々がいらっしゃいますので、そういう観点から団体を広げて、市民の声を多く聴けるような体制にしていければと存じます。

今回の案では相談役という形で記載しておりますが、そこについては各団体の中で会長職や副会長職などいろんな役職もあるかと思っておりますので、公共交通会議での代表者の声だけでなく、それ以外にも様々な場がありますので、住民の皆さん、特に利用者の皆さんの声が反映できるような会議体を持っていきたいと考えております。

まずはこういった形で統合して効率化を図り、これまで以上に団体の皆様も含め利用者の声を聴き、交通事業者側の方の声も聴きたいといった趣旨になります。

大竹委員： 趣旨は承知した。市P連というのは成田市の会長さんだけか。

交通防犯課： そのとおりです。

大木委員： 会議の趣旨というものは公共交通の利用のためという部分は変わらないという理解でよいか。

交通防犯課： そのとおりです。

大木委員： そういう中で考えてみれば、ほかの委員の方からも意見があったように、やはり人数という意味では、私もこれはないのかなと思う。

地域1人1人の意見というのは各団体の代表の中に集約あるいは意見を出してもらえるかどうかということを検討しなくてはならない。また、区長会の代表者がここに集まり意見を集約するだけでは物足りないと感じる。公共交通というのはある意味専門的な知識なども無いとなかなか意見が言えないと思う。

市民がどういった要望を持っているのかを踏まえて、事業者の方々に市民の声が聞こえるように運営をしていただくことを一つ前提として考えていただきたい。

交通防犯課： 承知しました。

小川(新)委員： もう一度確認だが、もし区長会から意見がある場合は誰か代表として意見を述べる機会を与えてくれるということによいか。

交通防犯課： はい。先ほどの資料1-2では区長会から従前どおり代表者1名ということで記載しております。先ほど都市計画課長からご説明申し上げましたように資料には相談役と記載しておりますが、特にその役職にお願いするといった訳ではなく区長会の方から代表者をお願いしたいと思えます。

もし新しい会議の場でご発言されたい場合は、委員の方とご一緒に来ていただきその方が区長会を代表する形でご発言していただくことは特に差し障るものではありません。

小川(新)委員： 承知した。

大竹委員： 区長会から1人ということは正式な名簿には名前が入るのか。

交通防犯課： 区長会さんからいろいろなご意見をいただいた中で、こちらで考えておりますのはまず区長会さんのどなたかを委員としてご推薦いただきたいと思いますと考えております。

その方につきましては、相談役さんや会長さん副会長さんのどなたかという形でまずはお1人の方をお願いしたいと存じます。

ただし、会議の際にはその方しかご出席いただけないというものではなく、例えば決をとるのは委員さんをお願いしたいと存じますが、その地区の方からの要望であるとか発言については2名、3名お越しいただきご発言をいただくということを考えております。

大竹委員： 会則や規則はあるのか。

交通防犯課： 今後、新しい会議の方の規約を作らせていただきます。

大竹委員： その際は会議に諮るのか。

交通防犯課： 規約の制定について諮ります。

大竹委員： 区長会代表1名というのは規約で決めるのか。

交通防犯課： 規約上はそうです。ただし、運用上は1名のみの出席ではなくご一緒に来ていただいてご発言をしていただくというようなことを考えております。

大竹委員： 運用というのは附則か何かで決めるのか。

都市計画課： 現行の会議体の要綱をもとにある程度修正が必要と考えております。要綱の中で何名と指名するというより、現行の要綱では、例えば協議会の委員については「成田市区長会の代表者または指名する者」とあります。それ以外にも会議の在り方としての項目もあり、「必要があると認める時は、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。」としており、人数を固定するものではないものと考えております。

大竹委員： 承知した。

会長： 他に意見等がないようであれば、協議事項（１）「成田市地域公共交通会議」と「成田市地域公共交通活性化協議会」の統合については原案のとおりということによろしいか。

各委員： 異議なし。

協議事項（２）令和７年度成田市オンデマンド交通実証実験の運行について

小川(新)委員： オンデマンド交通について知らない人も多いのではと思うがどうか。

高齢者福祉課： オンデマンドの周知の方法のことかと思いますが、市のホームページですとか広報なりたで高齢者サービスの特集記事などを掲載しております。

また、市内に転入された方へのパンフレットですとか、高齢者サービスのパンフレットなどにもオンデマンドの内容を広く周知するような形で努めているところです。

会長： 他に意見等がないようであれば、協議事項（２）令和７年度成田市オンデマンド交通実証実験の運行については原案のとおりということによろしいか。

各委員： 異議なし。

6. 傍聴者

1名